

## 福岡工業団地第2期地区整備事業地

(大字福岡、南、中原、田村の各一部) における町名案

皆様からのご意見を募集します

福岡工業団地第2期地区整備事業地(大字福岡、南、中原、田村の各一部)を新たな1つの字界として、「福岡工業団地」に変更する予定です。

### 1. 概要

市では、福岡工業団地地区南側において、地域の活性化や産業振興を目指した新たな産業拠点の形成を図るため、福岡工業団地第2期地区整備事業を推進しております。

事業手法等については、茨城県施行による都市計画法に基づく土地造成事業(開発行為)であり、既存の土地の形状(筆界)に関係なく新たな区画の造成を行ってまいります。

今後、造成前の複数の土地(筆)のまま管理するより、造成後の区画形状に合わせた土地(筆)にすることにより、資産の管理が容易となることから、不動産登記法に基づき、造成後の区画形状に合致するよう既存の土地について、分合筆の登記申請を行います。

その際、不動産登記法上の規定により、町名について変更する必要があるため、上記のとおり、変更後の町名案を「福岡工業団地」として、今後の手続き等を進めていきたいと考えております。

なお、これまでの県施行の土地造成事業の場合、今回同様、町名案を変更しております。(例)中央工業団地(茨城町)宮の郷(常陸大宮市)

今回、茨城県施行の土地造成事業に伴い、新しく整備される土地の区画などに合わせた町名案について、広く皆様のご意見を募集するため、パブリック・コメント(意見公募)を実施します。

## 2. 町名案を「福岡工業団地」とした主な理由

### ①事業の経緯

福岡工業団地第2期地区は、首都圏中央連絡自動車道県内区間開通、都市計画道路東櫛戸・台線一部供用開始並びに（仮称）つくばみらいスマートインターチェンジ新規事業化など、交通利便性の向上等による新たな企業立地ニーズに対応するため、事業化を検討してまいりました。

また、当初より地区北側の福岡工業団地土地区画整理事業地の拡張という形を想定してきたことも含め、町名案についても同様に「福岡工業団地」とするものです。

### ②造成後の分譲対象区画数

福岡工業団地土地区画整理事業と今回の福岡工業団地第2期地区の造成後の分譲対象区画数については下表のとおりです。両者を比較すると今回の事業のほうが区画数が少なく、変更後の町名を使う企業数も少ないためです。

事業地	福岡工業団地第2期地区	※福岡工業団地土地区画整理事業地
区画数	5区画（70ha）※	8区画（32ha）

※区画の分割は考慮せず。

### ③大字毎の面積

市内における大字毎の面積については下表のとおりとなります。現状の『福岡工業団地』という大字について、32haという面積は極端に大きいわけでもなく、福岡工業団地第2期地区約70haを含めた場合でも、規模的には妥当と判断しました。

○市内大字別面積(R4.1.1時点)

	大字名（町名）	面積(ha)
1	小張	338
2	板橋	319
3	狸穴	245
4	高岡	234
<hr/>		
71	北山	34
72	富士見ヶ丘1丁目	33
73	福岡工業団地	32
74	陽光台3丁目	30
75	神住新田	27

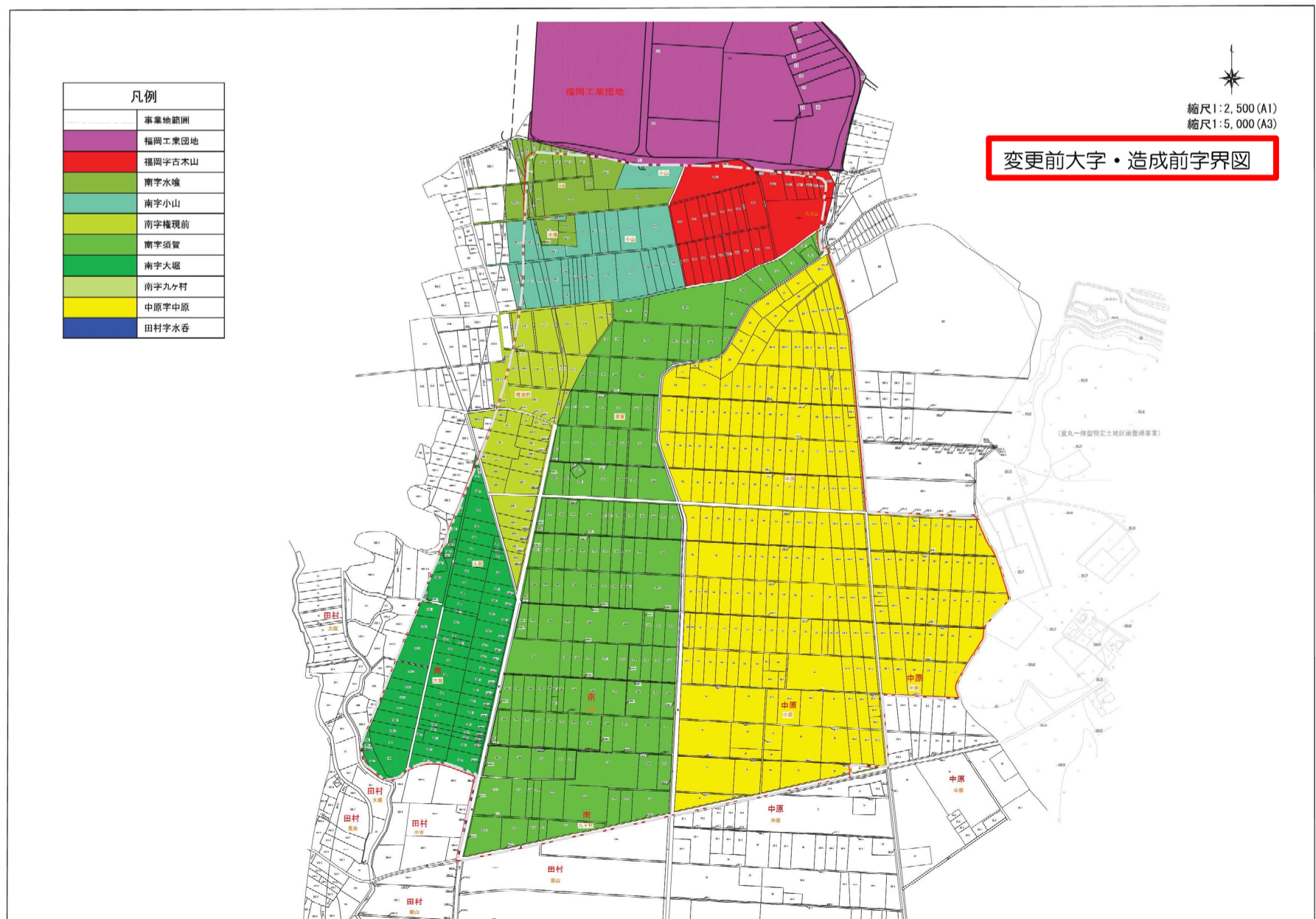
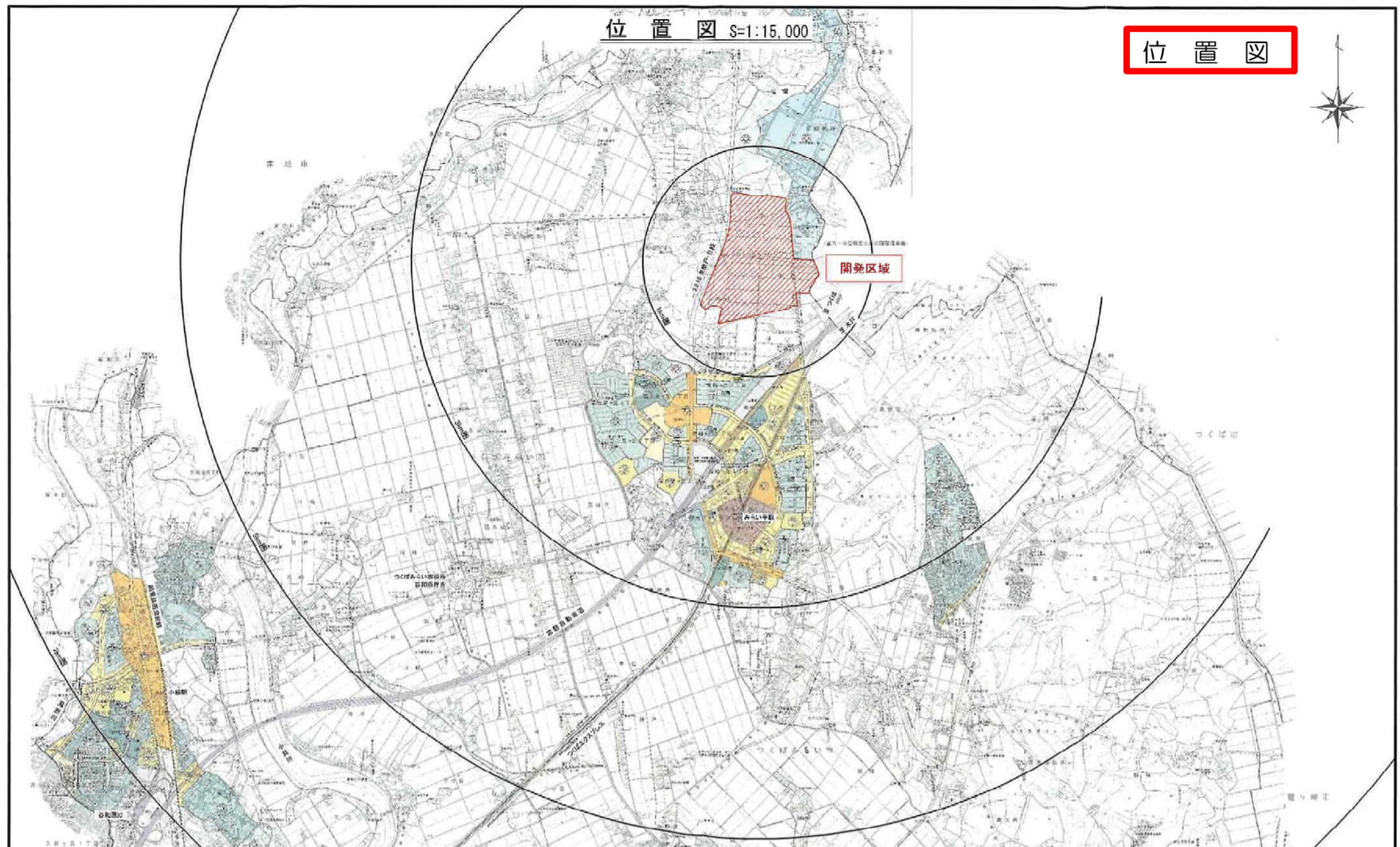
○市内大字別面積

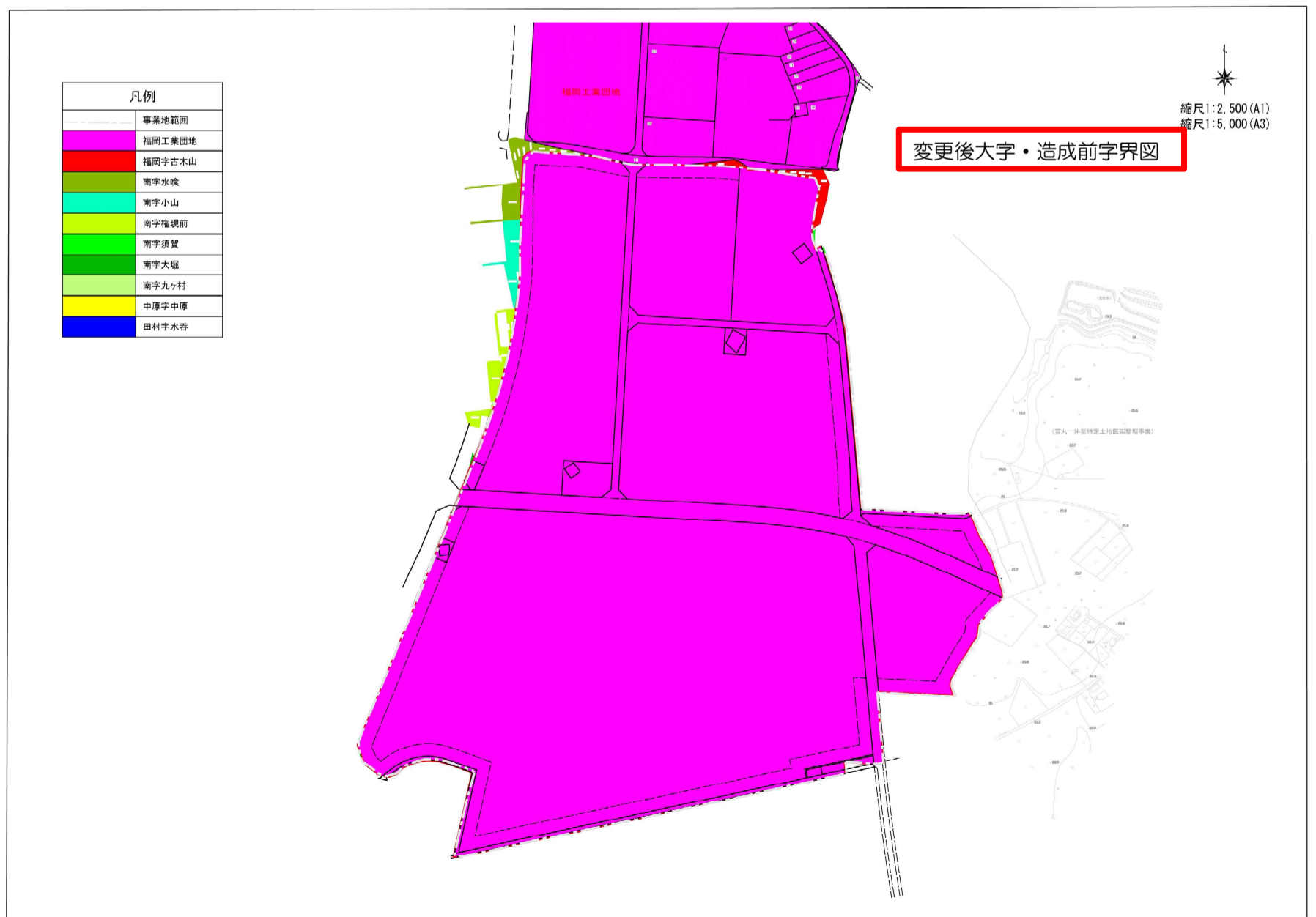
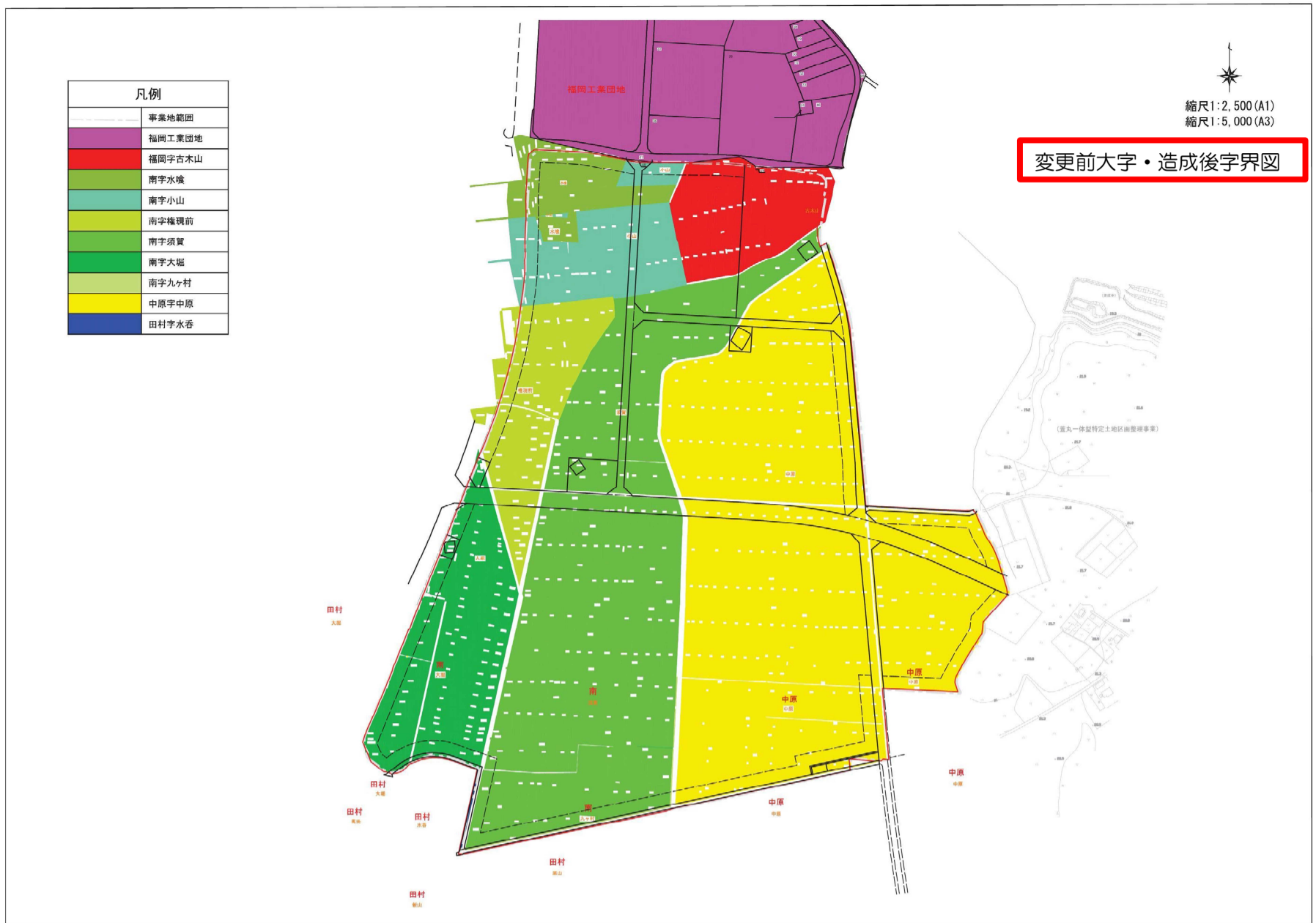
（福岡2期地区事業区域の町名を「福岡工業団地とした」場合）

	大字名（町名）	面積(ha)
1	小張	338
2	板橋	319
3	狸穴	245
4	高岡	234
<hr/>		
24	新戸	105
25	山王新田	105
26	福岡工業団地	102
27	弥柳	97
28	南	96

### 3. 「福岡工業団地」の字界について

現在の大字「福岡」、「南」、「中原」、「田村」の町界の各一部について、「福岡工業団地」に変更する予定です。  
 地番については、法務局と調整のうえ、一定の手続きにより定めます。





## 5. 今後の予定

令和4年7月4日（月）  
～ 8月2日（火）

### パブリック・コメント受付期間

意見の集約後に皆様からのご意見に対する市の考えを公表します。



令和4年市議会  
第3回定例会

### 市議会

「町名の変更」を議案として提出します。



令和4年9月下旬

### 町名変更に関する告示

地方自治法上告示日に町名変更に関する効力が発生しますが、関係機関との協議のため別途効力発生日である、施行日を設定します。



令和4年12月下旬

### 効力発生日

新しい字界・町名の効力が発生します。

## 意見募集について

●件名

福岡工業団地第2期地区整備事業地（大字福岡、南、中原、田村の各一部）  
における町名案

●意見の募集期間

令和4年7月4日（月）～令和4年8月2日（火）

●意見の提出方法

（別紙）意見提出用紙に住所、氏名、電話番号、勤務先又は学校名（住所が市外の場合のみ）及びご意見の内容を記入のうえ、下記のいずれかの方法で担当課へ提出してください。

- ①直接提出 伊奈庁舎市民窓口課（1F） 又は  
谷和原庁舎プロジェクト推進課（2F）へ直接持参
- ②郵送 〒300-2492  
つくばみらい市加藤237番地  
つくばみらい市都市建設部プロジェクト推進課宛  
（※令和4年8月2日消印まで有効）
- ③ファックス 0297-52-3996  
（つくばみらい市プロジェクト推進課宛）
- ④市ホームページ URL：<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>

《問合せ先》

つくばみらい市都市建設部プロジェクト推進課  
☎0297-58-2111（内線5502）